

ツキノワグマ誘引樹木伐採補助事業の概要

○補助の内容

人の生活圏にある柿や栗などの、ツキノワグマ(以下、「クマ」という。)のエサとなる実の生る樹木を伐採する経費を補助することにより、集落へのクマの誘引を減らし、クマによる人身被害を防止することを目的とする。

○補助要件

- ・自治会等が実施主体となり、住宅地周辺にあるクマの誘引樹木の伐採にかかる経費に対し市町が補助する場合とする。※農地を守るための果樹等の伐採は対象とならない。
- ・樹種は、別紙に定めるもののほか、クマを誘引する恐れがあると知事が認めたものとする。
- ・対象樹木を根元から伐採する場合とする。
- ・樹木所有者の同意を得ている場合とする。

○補助率

対象経費の3分の2以内とする。(県費3分の1、市費3分の1)

補助上限額:100千円とする。(県費50千円、市費50千円)

○補助対象経費

経費区分	内容
補助金	樹木伐採を行う従事者に対する賃金、伐採に際し専門的知識を提供するものへの謝金、伐採に際し専門的知識を提供するものへの旅費、従事者旅費、樹木伐採に必要な資材費・消耗品費・事務用品費・燃料代、刈払機・重機などの購入費、刈払機・重機・車両などの借料、従事者等の保険代、手数料、伐採事業費の一部または全てを委託する経費

(補助対象樹種)

カキ、クリ、クルミ、イチヨウ、コナラ、ヤマグワ、タブノキ、クロモジ、アケビ、サルナシ、マタタビ、ウワミズザクラ、ミヤマザクラ、ヤマザクラ、イチジク、スモモ、モモ、リンゴ、ナナカマド、ウラジロノキ、ズミ、アオハダ、クマヤナギ、ヤマブドウ、ミズキ、ヤマボウシ、タカノツメ、オオカメノキ 等